

(素案)

(仮称)流山市  
健康づくり支援計画

(健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔  
の健康づくり推進計画・母子保健計画)

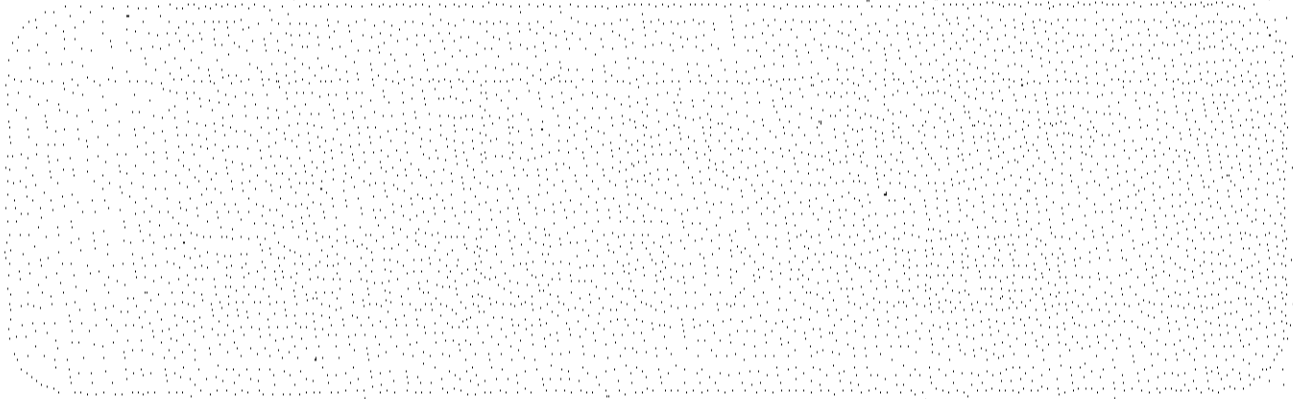
—平成27年度～平成31年度—

(第1期計画)

みんな笑顔でイキイキ明るい健康づくり

平成27年3月

流山市



UNIVERSITY OF MICHIGAN LIBRARY

ANN ARBOR, MICHIGAN

1950

UNIVERSITY OF MICHIGAN LIBRARY

1950

1950

# ◇目次

はじめに

第1編 総論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 基本理念と基本目標	4
1 基本理念	4
2 基本目標	5
3 施策の体系	
4 ライフステージの設定	
第3章 流山市の現状	
1 人口構造の状況	
(1) 総人口の推移	
(2) 年齢別人口の推移	
(3) 出生数と出生率	
(4) 死亡数と死亡率	
2 要支援・要介護認定状況	
3 各種健(検)診の状況	
(1) 各がん検診受診率	
(2) 特定健康診査受診率・特定保健指導利用率	
(3) 歯周病検診受診	
(4) 1歳6か月児健康診査受診率	
(5) 3歳児健康診査受診率	
4 調査結果からみられる市民の状況	
(1) 調査の概要	
(2) 健康リスクの傾向分析	
(3) 調査結果からみられる市民意識	

## 第2編 各論

第1章 自分の健康を守り、いきいきと充実した健康生活の推進

第2章 健全・健康な食生活を目指す取り組みの推進（食育推進）

第3章 自分と大切な人を守るために、生活の中からたばこの煙を減らす  
取り組みの推進（受動喫煙防止）

第4章 こころの健康を保ち、楽しみを持っていきいきと自分らしく過ご  
せるための取り組みの推進

第5章 体を動かす楽しさを見つけ、継続的な運動習慣を身につけるため  
の取り組みの推進

第6章 歯と口腔の健康づくりへの取り組みの推進（歯科保健の推進）

第7章 すべての子どもが健やかに育つための取り組みの推進  
(母子保健の推進)

## 資料編

- 資料1 流山市福祉施策審議会
- 資料2 流山市健康づくり推進協議会
- 資料3 流山市諸計画策定委員会
- 資料4 計画の策定過程
- 資料5 答申書
- 資料6 アンケート調査結果のポイント
- 資料7 用語集

# 第1編：総論

## 第1章 策定の趣旨

### 1 計画策定の背景

我が国は、多くの先進国が直面している人口の課題同様、「少子高齢化」が課題となっており、平均寿命は世界のトップクラスとなっています。流山市においても、高齢化率は年々増加しています。その反面、TXの開通後は、若い世代の転入が増え、人口ピラミッドの構造は国とは異なる様相も見せています。そのようななか、市民の健康自己管理意識や健康意識が高まり、効率的な健（検）診の実施方法や健康に関わる情報の提供など、一人ひとりに対する健康づくりへの支援が求められています。

市民はみんな「いつまでも健康で生活したい」と望んでもいます。その願いを実現させるために、乳幼児期から高齢期までの一生涯を通じた健康づくりへの取り組みが必要です。

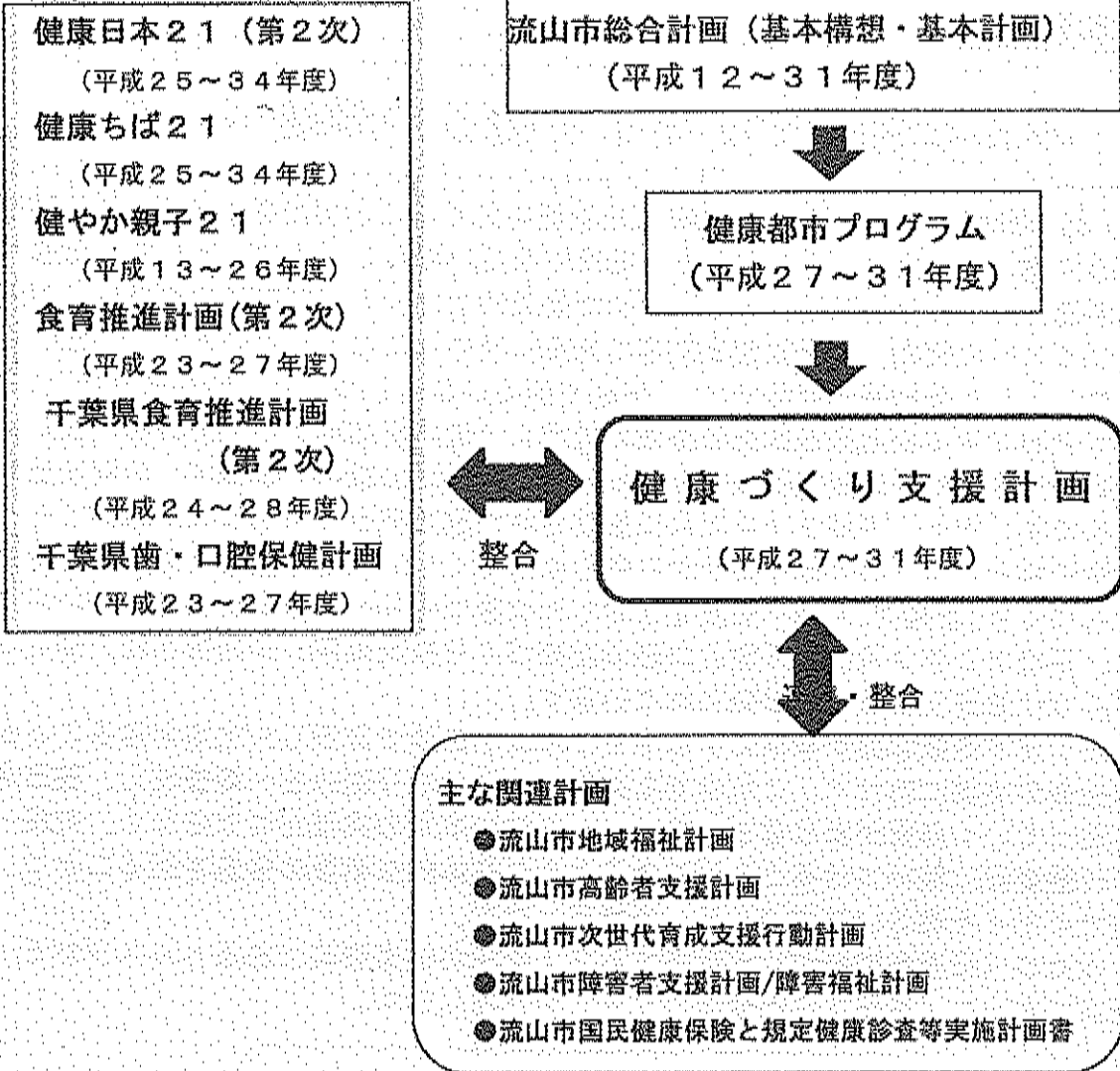
こうした状況のなか、本市においても平成20年7月に「健康都市プログラム」が策定され、「健康都市」をめざし、様々な取り組みが行われてきました。今回、「健康都市プログラム」の第2次策定に合わせ、より具体的な健康施策の推進のため、「健康づくり支援計画」を策定することとしました。

### 2 計画の位置づけ

健康づくり支援計画は、法定計画として健康増進法第8条に規定する住民の健康の増進の推進に関する施策について定める「健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に規定する当該市の区域内における食育の推進に関する施策について定める「食育推進計画」及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知により市町村が策定するものとされている「母子保健計画」、さらに流山市歯と口腔の健康づくり推進条例第9条に規定する市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定める「歯と口腔の健康づくりのための基本計画」を一本化した計画です。

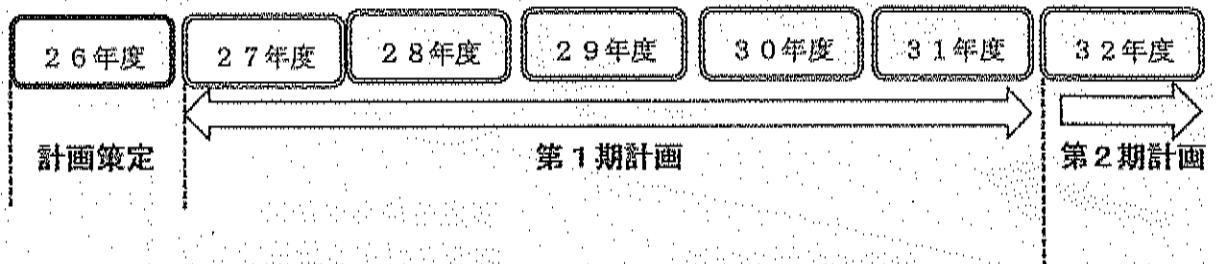
なお、この計画は、市の最上位計画である「流山市総合計画」との整合性を図った、分野別計画の位置づけとなります。

【他計画との関連】



3 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とし、策定します。



## 第2章 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

#### みんな笑顔でイキイキ明るい健康づくり

本市は、総合計画の中で、「誰もが充実した生涯をおくることのできる流山」を保健福祉部門施策の大綱として掲げ、そのなかで「健康で明るい暮らしづくり」として、保健・医療・福祉の施策の一体化を図り、より効率的で効果的なサービスの提供や市民への疾病予防や健康づくりへの啓発、健康教育事業等の充実に努めることとしています。平成22年度からスタートした後期基本計画では、「健康で明るい暮らしづくり」の基本方針として、「安心して受診できる初期医療体制の整備の推進」、「健康意識向上のための健（検）診や健康教育等の実施」や「健康意識の向上のための健康情報の提供」を掲げ、施策を進めているところです。また、平成27年4月に策定された健康都市プログラムにおいても、健康都市施策の柱として「心と体を健やかに育むまちづくり」及び「健全・健康な食生活を進めるまちづくり」を掲げ、人の一生涯をとおした健康づくりへの施策を推進しています。

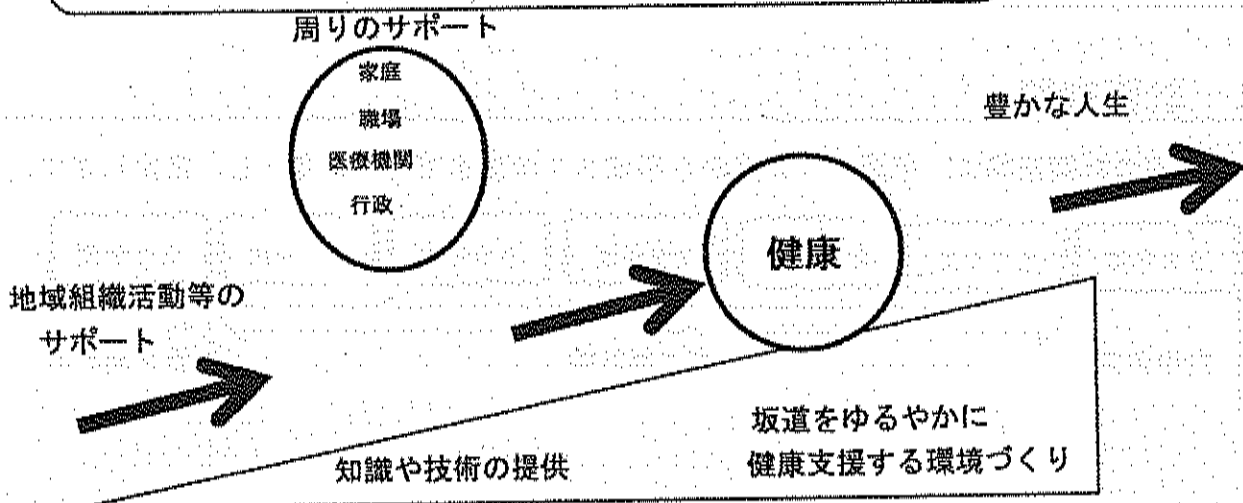
さらに、平成26年7月には「歯と口腔の健康づくり推進条例」が施行され、歯と口腔が健康づくりに重要であることが謳われています。

今後、ますます健康課題が多様化する中で、市民が健康で充実した生活を送ることができ、地域社会の実現に向けて、これまでも実施してきた取り組みを一層推進し、健康寿命の延伸を図っていく必要があります。特に、一方的な事業の実施だけではなく、市民一人ひとりが行動変容に結びつけることができるような具体的な事業の推進を図ることで、「みんな笑顔でイキイキ明るい健康づくり」を目指します。

また、WHO（世界保健機関）が提唱する21世紀の健康戦略であるヘルスプロモーションの視点に立った「市民主体の健康づくり」を目指します。

#### ヘルスプロモーションの定義

人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである。





## 2 基本目標

### 基本目標1：自らの健康を守り、いきいきと充実した

#### 健康生活の推進

自らの健康を守るという意識を持って健康寿命を延伸させることができるよう、生活習慣病に関する正しい知識の普及を図るための取り組みを推進します。

### 基本目標2：健全・健康な食生活をめざす取り組みの推進

一人ひとりが、食育を自分や家族の問題として認識し、具体的に食育に取り組むことができるような体制づくりのため、関係機関・団体での取り組みを進めるとともに、相互の連携・協力により情報の共有化を図ります。

### 基本目標3：自分と大切な人を守るために、生活の中から

#### たばこの煙を減らす取り組みの推進

たばこの健康への影響についての正しい知識の普及・啓発及び生活の中からたばこの煙を減らすための取り組みを推進します。

### 基本目標4：こころの健康を保ち、楽しみを持って

#### いきいきと自分らしく過ごせるための取り組みの推進

自分や周囲の人のこころの健康に関心を持つことができるようにするとともに、こころの健康を保つためのストレス対処法や悩みを抱えずに相談することの必要性の啓発、相談窓口についての適切な情報の提供を図ります。

### 基本目標5：体を動かす楽しさを見つけ、継続的な

#### 運動習慣を身につけるための取り組みの推進

自分に合った運動を見つけ、継続的に運動ができるようにするための健康相談の実施による情報提供や運動に関する健康講座・教室などを実施し、運動するきっかけづくりをします。

## 基本目標6：歯と口腔の健康づくりの推進

子供の健やかな成長、様々な生活習慣病の予防等、全身の健康づくりに重要な役割を果たす「歯と口腔の健康づくり」のために、その取り組みを促進及び支援するとともに乳児期から高齢期までを通じて最適な歯と口腔の保健サービスを受けることができる環境整備を図ります。

## 基本目標7：すべての子どもが健やかに育つための

### 取り組みの推進

すべての子どもが、健康と生命を守る母子保健サービスを受けることができるよう、個人や家庭環境の多様性を認識したサービスの提供に努めます。

3 施策の体系

《基本理念》

みんな笑顔でイキイキ明るい健康づくり

ライフステージ

乳幼児期 (0~5 歳)

学齢期 (6~17 歳)

青年期  
(18~39 歳)

壮年期 (40~64 歳)

高齢期 (65 歳以上)

健康生活の充実

健康意識の向上と健康寿命の延伸を図ろう

健全・健康な食生活の充実

一人ひとりが具体的に取り組もう

受動喫煙の防止

生活の中のたばこの煙を減らそう

こころの健康保持

こころの健康に関心を  
持つように

継続的運動習慣

運動するきっかけ  
づくりの提供

歯と口腔の健康づくり

最適な歯と口腔の保健  
サービスが受けられる  
環境整備を図る

母子保健サービスの充実

多様性のあるサービスの提供

## 4 ライフステージの設定

ライフステージとは、人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など）によって区分される生活段階のことをいいます。それぞれの段階は連続性があるものの、節目によって次の段階の生活環境や“生き方”が大きく変容し、場合によってはライフスタイルも変化していきます。さらにライフスタイルの変化とともにその段階が抱えている健康課題も変化していきます。

このような状況から、ライフステージを以下の5つの段階に区分し、ステージごとの健康実態や課題に着目して、基本目標に掲げた取り組みを推進していきます。

### 【ライフステージ】

#### 乳幼児期（0～5歳）

：生理的機能が次第に発達し、人格や生活習慣の基礎を確立する時期

#### 学齢期（6～17歳）

：社会参加の準備のための家庭と学校が連携して生活習慣を確立し、その後、著しい身体的な発達がみられ、子どもから大人へ移行する時期

#### 青年期（18～39歳）

：社会に参加して自立した生活が始まり、身体的機能も完成する時期

#### 壮年期（40～64歳）

：労働や子育て等で社会的責任が求められ、身体的に現在の健康を維持していく時期

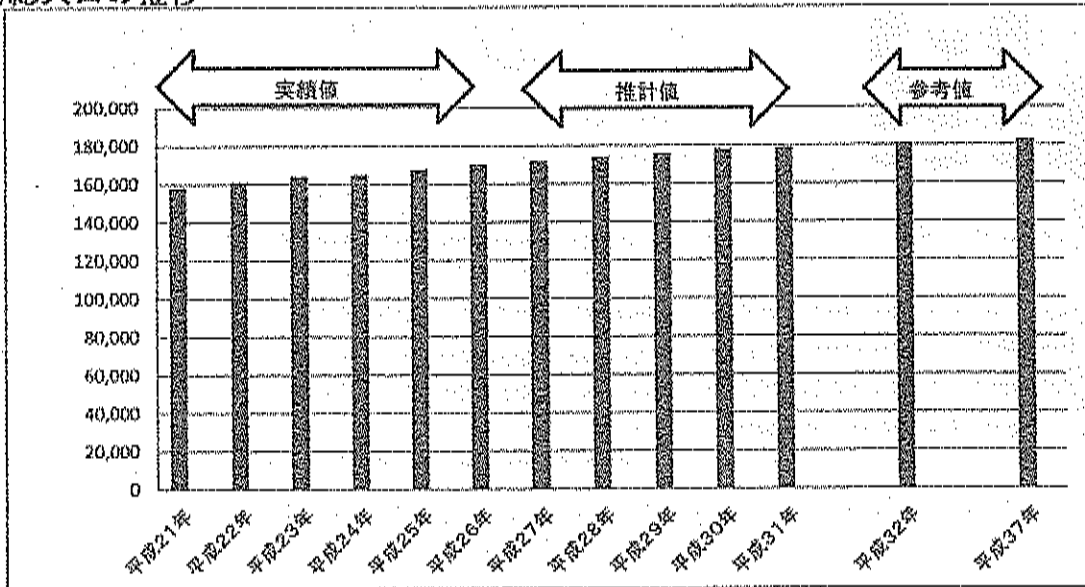
#### 高齢期（65歳以上）

：生きがいを持ち、自分の体力に合わせた生活を維持する時期

第3章 流山市の現状

1 人口構造の状況

(1) 総人口の推移



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口数	158,426	161,258	164,294	165,194	168,024	170,493
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
総人口数	172,000	174,000	176,000	178,000	179,000	181,000
						平成37年
						183,000

※ 平成26年までの実績値は住民基本台帳人口です。(各年4月1日現在)

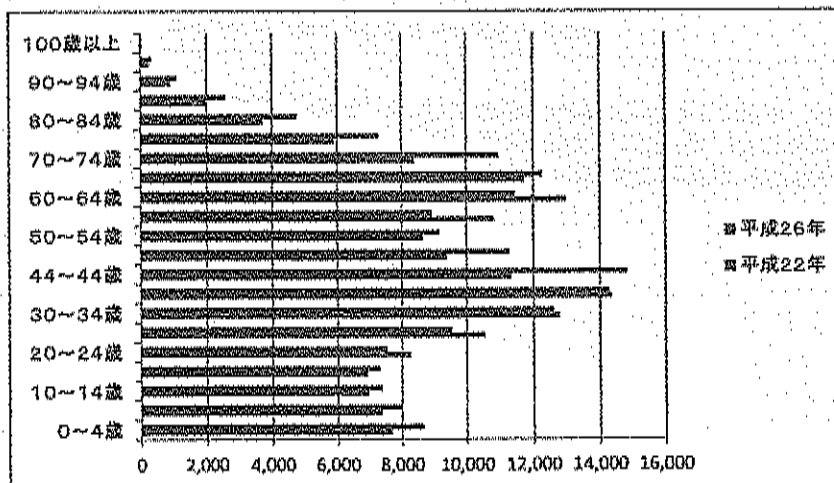
※ 平成27年以降の人口推計については、流山市総合計画後期基本計画に伴う将来人口推計データ(平成21年時点の推計)を使用しています。(各年4月1日現在)

※ 本計画は平成27年～31年度を計画期間としていますが、「団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を昇格した健康づくり支援計画として策定するため、平成32年、平成37年の推計値を参考として標記しています。なお、この推計値は、平成21年時点の推計における前提条件をそのままに長期の推計を行った参考値です。

※ 実績値は実数、推計値は百の位を四捨五入して、1,000人単位で表示しています。

平成26年までの総人口の推移をみると、急激な伸びはなく安定した増加傾向となっています。平成27年以降も、人口は引き続き緩やかに増加していくものと推計されており、次期計画期間最後の平成31年度末では181,000人となり、計画期間初年度の平成27年4月に対して9,000人の増加(約5.2%増)が見込まれます。なお、長期推計(参考値)では、平成37年の約183,000人をピークとして、以降、減少に転じると予想されています。

(2) 年齢別人口の推移

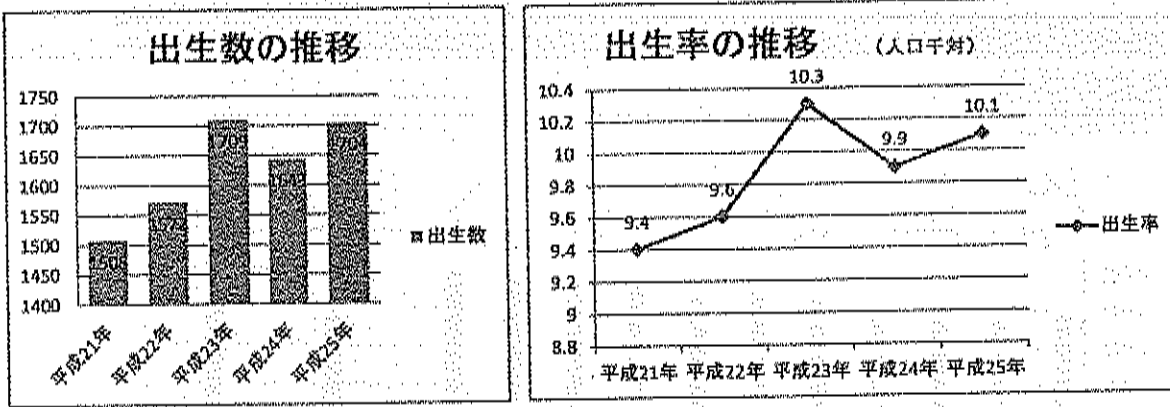


年齢別人口を本計画前年(平成26年)と5年前の平成22年(各年4月1日現在)を比較すると、ともに30歳代、40歳代が多く、特に、最も働き盛りである40さいから44歳の人口の増加が最も多く、次いで45歳から49歳の人口が伸びています。

さらには、19歳以下の子どもも増え、特に4歳以下の子どもが増えている状況です。

【第1編】 総論

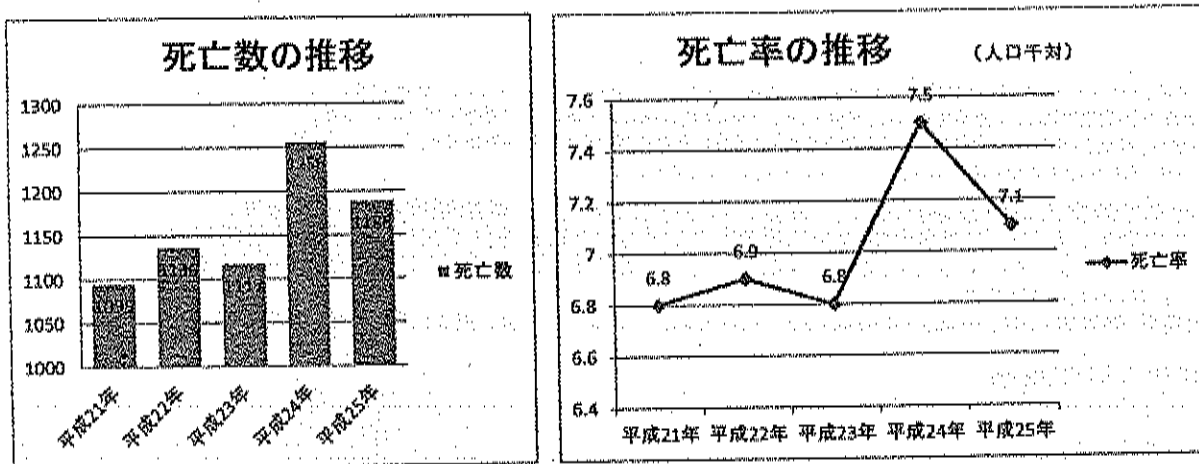
(3) 出生数と出生率



出生率は、平成24年に前年と比較し、一旦減少したものの、平成25年には、再度増加しています。  
 松戸健康福祉センター管内と比較しても、最も高い状況が続いています。  
 平成25年では、管内平均が8.5であるのに対し、流山市は10.1となっており、1.6高い状況となっています。

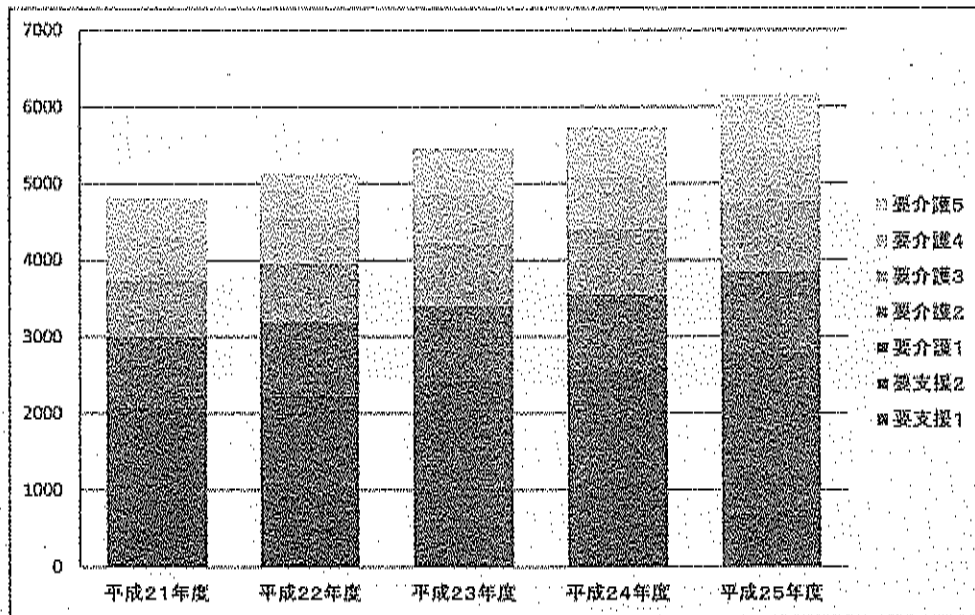
(松戸健康福祉センター事業年報より)

(4) 死亡数と死亡率



死亡者数、死亡率の推移は、平成21年から23年にかけては、1,100人前後を推移していましたが、平成24年には、平成21年から23年と比べ、120~161人増加しています。死亡率で見ると0.5人以上増加しています。

2 要支援・要介護認定状況

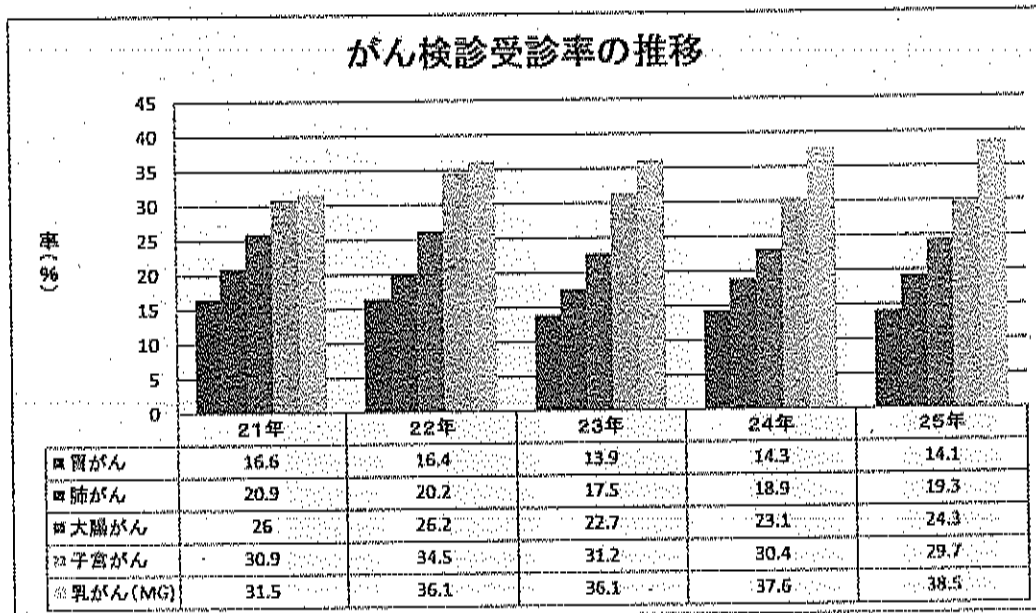


	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
平成21年	489	413	1,174	922	743	564	500	4,805
平成22年	542	495	1,189	964	762	608	556	5,116
平成23年	528	495	1,407	970	818	630	599	5,447
平成24年	563	523	1,500	967	848	681	645	5,727
平成25年	682	528	1,574	1,058	911	706	686	6,145

要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者数は平成21年から平成24年にかけて、約300人ずつ増加しており、平成24年から平成25年にかけては、約400人増加しています。今後も増加傾向で推移すると予測されます。(平成21年から平成25年にかけて1.28倍、1,340人の増加)

3 各種健(検)診の状況

(1)各がん検診受診率



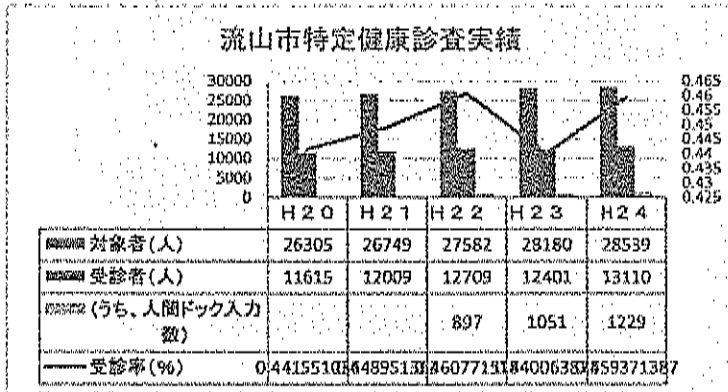
がん検診の受診率は、胃がんを除き増加傾向にあります。  
 がん検診ごとに見ると、胃がん検診は、平成23年度より減少し、その後は横ばい状態となっています。大腸がん検診の受診率は、平成25年度から実施したがん検診推進事業による大腸がん検診無料クーポン及び検診手帳を特定の年を対象に送付したことにより、増加傾向となっています。  
 乳がん検診（視触診）については、平成23年度より集団検診を廃止し、30歳代のみ個別で実施しています。

(2)特定健康診査受診率・特定保健指導利用率

		年度 ※	H20	H21	H22	H23	H24
特定健診	対象者(人)		26305	26749	27582	28180	28539
	受診者(人)		11615	12009	12709	12401	13110
	(うち、人間ドック受診者)				897	1051	1229
	受診率(%)		44.2%	44.9%	46.1%	44.0%	45.9%
	目標値(%)		34	42	50	58	65
特定保健指導	(動機づけ支援)	対象者(人)	1248	1281	1372	1279	1314
		利用者(人)	74	186	253	185	170
		終了者(人)	0	237	208	163	155
		( )内は実数	(72)	(165)			
		実施率(%)	0.1	0.1	15.2%	12.7%	11.8%
	(積極的指導)	対象者(人)	379	357	360	337	328
		利用者(人)	12	62	61	32	30
		終了者(人)	11	44	32	16	19
		実施率(%)	0.0	0.1	8.9%	4.7%	5.8%
	特定保健指導全体の実施率(%)			0.7%	17.2%	13.9%	11.1%
( )内は実数			(5.1%)	(12.8%)			
目標値(%)			20	30	35	40	45

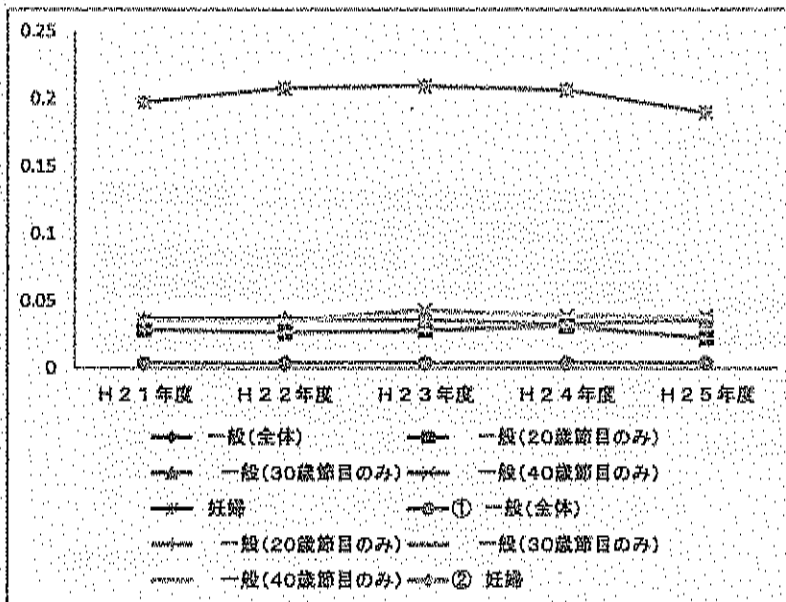
※平成20～24年度については、法定報告数(当該年度中に40～74歳となる者で、かつ当該年度の1年間を通じて流山市国民健康保険に加入している者。年度途中での加入・脱退等、異動があった者は、報告数に含まれない。)を使用している。  
 ※平成25年度分については、実施及び報告が途中であるため、特定健診・特定保健指導の受診者数及び利用者数を使用している。  
 ※平成20年度の特定保健指導(動機づけ支援)は、法定報告時に間に合わず(指導開始時期が年度末近くなり、指導終了が平成21年度半ばまでずれ込んだため)平成21年度の終了者数に72名含まれている。  
 ※平成22年度より、国保人間ドックの結果も報告している。





特定健康診査については、対象者の増加に伴い、受診者も増加傾向にあります。  
 受診率については、千葉県全体の受診率35.7%(平成24年度)と比較すると高い割合になっています。  
 特定保健指導については、対象者が増加しているのに対し、利用者は減少の傾向があります。特定保健指導の利用率は、千葉県の保健指導利用率(平成24年度)と比較すると、低い割合となっています。

(3) 歯周病検診受診率

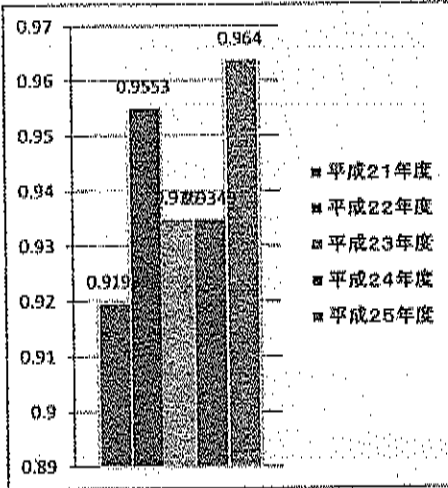


	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
① 一般(全体)	0.38%	0.36%	0.40%	0.38%	0.39%
一般(20歳節目のみ)	2.86%	2.64%	2.79%	3.12%	2.24%
一般(30歳節目のみ)	3.61%	3.69%	3.58%	3.22%	3.56%
一般(40歳節目のみ)	3.52%	3.47%	4.29%	3.87%	3.81%
② 妊婦	19.72%	20.77%	20.93%	20.62%	18.97%

一般の歯周病検診は20歳(節目)、30歳(節目)、40歳以上と対象者が9万人を越えるため、全体の受診率はかなり低くなっています。なかでも、20歳・30歳・40歳節目の市民には個別通知を行っているため、受診率は3~4%前後を推移していますが、個別通知を実施していない41歳上の受診率が極端に低い状況です。  
 妊婦の歯周病検診は母子健康手帳を交付時に個別案内(受診券の発行)を行っているため、受診率は20%前後の受診率を推移しています。

【第1編】 総論

(4)1歳6か月児健康診査受診率



5年間で対象者が約150人、受診者が約200人増加しています。

平成22年度は、東日本大震災の影響で健康診査を1か月中止したため、対象者が減少しています。

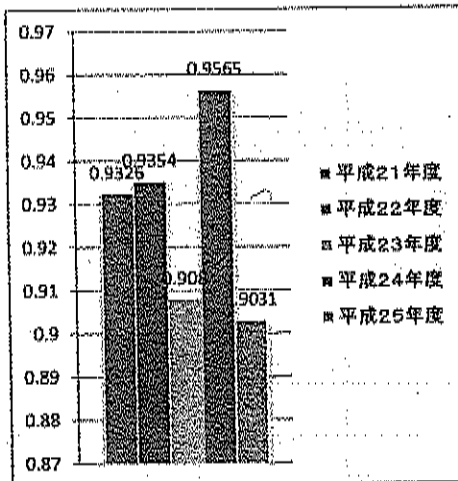
また、平成23年度は前年度の中止分を繰り越しているため、対象者が増加しています。

平成21年度から24年度までの平均受診率は、93.6%であり、管内（松戸市・我孫子市・流山市）の平均受診率93.4%と比較すると0.2%高くなっていますが、3市の受診率を比較してみると、松戸市が94.3%、我孫子市が91.0%であり、管内では2番目の受診率となっています。

平成25年度は、未受診者対策に積極的に取り組んだことにより、受診率が増加したと考えられます。

（参考資料：松戸健康福祉センター事業年報）

(5)3歳健康診査受診率



5年間で対象者が約200人、受診者が約250人増加しています。

平成22年度は、東日本大震災の影響で健康診査を1か月中止したため、対象者が減少しています。

平成21年度から24年度までの平均受診率は、92.5%であり、管内（松戸市・我孫子市・流山市）の平均受診率89.6%と比較すると2.9%高くなっています。また3市の受診率を比較してみても、松戸市が89.5%、我孫子市が85.3%であり、管内で最も高い受診率となっています。

（参考資料：松戸健康福祉センター事業年報）